

令和3年 第8回（12月）志免町議会定例会一般質問通告書

通 告 順

番号	質問者	質問時間	件 名	要 旨	具 体 的 質 問 内 容	質問の相手
1	稲 永 隆 義	30分	1. 庁舎内のペーパーレスの取組みについて。	(1) ペーパーレス、ペーパーレスと言いながらなかなか進まない。デジタル化には微妙な問題もあるが少しでも前進を。地球温暖化防止のためにも。	①紙の消費量について。 i. 役場でA4サイズ of 用紙を年間何箱(2500枚/箱)くらい消費するか。 ②文書の保存と開示について。 i. 志免町文書管理規程には電子的方式、電磁的方式による文書の保存の規定がないが、想定していないということか。 ii. 志免町情報公開条例には開示請求者に対し、希望する開示の方法を記入して提出しなければならないとなっている。電子的方式、電磁的方式でも良いということか。であれば、電子的、電磁的方式 of 文書も保存しておく必要があると思うが。 iii. 不開示情報とはどのような情報か。解りやすく。 ③議会におけるペーパーレスについて i. タブレット使用の場合、文書の転送等は容易にできる状況である。議会に提出される議案書及び委員会提出資料や文書には非開示情報はないと考えて良いか。 ④これから庁舎内でのペーパーレスにどのように取り組むか、町長の所見を伺う。	町 長
			2. 統計調査に関する業務について。	(1) 志免町の現状把握に力を入れ、見える化(統計書の作成等)を。そして、施策に反映を。	①今年度から統計調査に関する業務が、経営企画課からまちの魅力推進課に移管された。統計調査業務の内容とは。 ②女川町統計書(119ページのボリューム)について。 例 i. 国民健康保険。 ii. 上水道給水及び公共下水道(汚水)状況。 ③女川町ほどではないにしろ、統計書の作成が必要だと考えるが町長の所見を伺う。	町 長
			3. 志免町のメインストリートはどこか。	(1) メインストリートはメインストリートらしく整備を。	①志免町で土地評価額が高いところは。3位くらいまで。 ②志免町のメインストリートはどこだと考えるか。同時に、今後の対応を町長に伺う。	町 長
2	木 村 俊 次	30分	1. 志免町交通事情について。	(1) 交通渋滞について。 (2) バスの状況について。 (3) 志免中学校バス通学の安全(通学路の変更)について。	①県道68号線の渋滞解消について。 ②都市計画道路志免・宇美線の進捗状況について。 ③志免町の軽自動車等登録台数について(令和3年度、令和2年度、平成29年度)。 ①志免町のバス停数、68号線バス停数は。 ②68号線 志免、亀山バス停の便数。 ③68号線のバス停が広がっている(両方、片方)数。 ④バス停が広がったら交通渋滞が緩和されるので今後の対策は。 ①志免中学校のバス通学生徒数は。 ②新屋敷バス停 乗降の現状把握は。 ③現在の新屋敷バス停の役割を志免役場前に変更の検討を。 ④宇美川に通学路のための新橋をかけてでも地域利便性と生徒の安全確保を。	町 長 教 育 長
			2. 町花である桜について。	(1) 植栽後永年経過しているが、今後の考え方。	①町全域の桜の管理状況について。 ②近年の枯木増についての把握は。 ③桜環境保全として今後の対策は。	町 長

3	小 森 弘 美	3 0 分	1. 誰一人取り残さない学びの提供について。 2. デジタル格差解消について。	(1) 不登校や病気で学校に行けない児童・生徒に I C T 教育による学習の機会を提供することについて。 (1) スマホ講習会について。	国が進めるG I G Aスクール構想が目指すのは、誰一人取り残さない学びである。 I C T機器を使うことで、学校に行かなくても学べるという点で、不登校や病気や学校に通えない児童・生徒に大きな意義があると考ええる。 志免町が誰一人取り残さない学びの提供について、どのように取り組むか、以下の点を伺う。 ①不登校または何らかの理由で教室での授業に出席できない児童・生徒の状況、人数を伺う。 ②東中にある「陽だまり」という教室のような教室外登校や保健室登校で学ぶ児童・生徒は、タブレットを使つての学習が行われているか。 ③不定期であっても努力して登校している児童・生徒のタブレットの活用について伺う。 ④学校に行っていない状態が一定期間以上ある児童・生徒への対応について伺う。 社会のデジタル化が進み、今や生活必需品になりつつあるスマホ。総務省は、60 歳以上の 5 割近くに当たる約 2000 万人がスマホを利用できないと見込み、高齢者などが取り残される懸念が指摘される。誰一人取り残さないデジタル化を目指していかなければならないが、町として、誰もがデジタルの恩恵を享受できるために、どのように取り組むか以下の点を伺う。 ①志免町の 6 0 歳以上の人数は何人か。 ②町内単位でスマホ講習会をしている町内会はあるか。 ア、どのような形態で講習会をおこなっているか。 イ、何人くらい参加しているか。 ウ、講習会は複数回行われているか。 ③総務省は 6 月から全国 1 8 0 0 か所でスマホの無料講習会を行っているが、町としての講習会や相談会等の取組みを行うのか。 ④小学校区単位でスマホ講習会や相談会を開催できないか。	町 長 教 育 長
4	亀 崎 大 介	3 0 分	1. 子育て支援について。 2. 子供育成会のあり方について。 3. 消防団について。	(1) 子育て世帯の負担を少しでも減らす必要がある。町が協力すべきではないか。 (1) 行事や役員の選任が時代に合わなくなっているのではないか。 行事を減らし、やって当たり前ではなく、やっている人が素晴らしいという考え方に変えていくべき。 (1) 操法大会までの訓練は団員やその家族に大きな負担となっている。 今後の消防団の存続のためにも、今、活動を見直すべきだ。	①保育園のお昼寝用布団の持帰り等の現状は。 i . 持帰りの有無。 ii . クリーニングであれば金額は。 ②保育園や幼稚園でのおむつの現状は。 i . 持っていく頻度と枚数。 ii . 使用後のおむつの処理方法は。 ③上記①、②に対する補助はできないのか。 ④この他に、改善を求める保護者からの声はないのか。また、意見を聞く努力はしているのか。 ①年間の行事はどれくらいあるのか。 ②現代の子どもは習い事などで忙しい。全てが必要な行事なのか。特に、町民運動会では子どもが集まらず人集めに苦労している。そろそろ限界ではないか。 ③志免町独自の通貨（プレミアム付き商品券のような志免町の方が志免町で使うというイメージ）を作り、志免町の為に動いてくれる方にはきちんと報酬を払う仕組みをつくってはどうか。 ④上記③が地域経済の活性化にもつながるのではないか。 ①操法大会の規模縮小（全分団 2 チーム制から 1 チーム制や上位大会への参加を持ち回り制など）や廃止に対する町長の見解を問う。	町 長 町 長 町 長

5	末 藤 省 三	3 0 分	1. インボイス制度について。	(1) 適格請求書への対策について。	①10月から課税事業者の登録が始まり、帳簿方式、税額票方式等があるが、これに関わる業者の種類等について。 ②小規模事業者は、適格請求書の写しを7年間保存義務等負担が多いと思われるが町としての対策は。 ③多くの事業者が廃業に追い込まれる可能性があるが、対策が必要では（商工会を通じて説明が必要）。	町	長
			2. 米価について。	(1) 米価の大暴落をどう見るか。	①米価の大暴落をどう見るか。 ②種子法廃止による町内の主要農作物への影響について。 ③学校給食を有機米にし、当分全給食を米食での実施に（地域の生産者に力を与えては）。 ④食料自給率（37.17%）をどのように見ているか。 ⑤気候変動（1.5度）気温上昇すると警告した、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書をどう見るか。	町	長
			3. 選挙について。	(1) 選挙公報配布について。	①選挙公報の有権者への配布について。 ②期日前投票の方々には届いていない状況について。 ③有権者への郵便投票の説明について。	町	長